

令和8年度

加古川市児童家庭相談システム導入業務

加古川市児童家庭相談システム保守業務

プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市こども部

家庭支援課

（令和8年6月）

1 趣旨

児童虐待や女性相談に関する相談内容は、年々複雑かつ多様化しており、限られた職員体制の中で、迅速かつ適切に対応していく必要がある。

本市では、児童虐待、DV、離婚、ひとり親支援等に関する相談記録を管理しているが、住民基本台帳との連携がなく、氏名等を手入力しているほか、住民異動情報が即時反映されないなど、業務上の課題が生じている。また、統計資料やケース移管書の作成等にも手作業が多く発生しており、効率的な運用が課題となっている。

今後、多様化する相談業務に対応していくためには、限られた人員でも効率的に業務を遂行できるシステムの導入が必要であり、AIを含む新たな技術を活用した業務効率化の手法についても、柔軟に取り入れていく必要がある。

これらを踏まえ、加古川市児童家庭相談システム導入業務及び加古川市児童家庭相談システム保守業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：①加古川市児童家庭相談システム導入業務（以下「導入業務」という。）
②加古川市児童家庭相談システム保守業務（以下「保守業務」という。）
- (2) 業務の目的：児童相談、女性相談及びひとり親相談業務に係る情報を一元管理する相談システムを導入することにより、業務の効率化及び事務負担の軽減を図るとともに、ケース進行管理の適正化及び継続的な支援体制の強化を目的とする。また、関係機関との情報共有及び各種システムとの連携により、迅速かつ適切な対応を実現する。
- (3) 業務内容：別紙「加古川市児童家庭相談システム導入業務仕様書」、「加古川市児童家庭相談システム保守業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：①導入業務：契約締結日から令和9年2月28日（日）まで
②保守業務：令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）まで（60か月）
※②については、地方自治法第234条の3による長期継続契約となるため、令和9年度以降において、本契約に係る予算の減額又は削除があった場合は本契約を解除する。

3 提案上限額

- ①21,441,970円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ②6,798,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの型式

導入業務及び保守業務に係る契約候補者等を、公募型プロポーザルにより決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市児童家庭相談システム導入業務及び加古川市児童家庭相談システム保守業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「16 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

事業所の要件	プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していること。
入札参加資格	加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）第 76 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている法人であること。 (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	・プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

業 務 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体が発注した、児童相談、女性相談及びひとり親相談のいずれかの業務に係る相談システムの導入業務で、令和3年4月1日以降に契約した業務実績（履行中のものを含む。）を元請として有すること。
経 営 の 安 定 性	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 <p>ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p>
契約の相手方としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式1）に質問事項を記載のうえ、令和8年7月21日（火）15時までに、電子メールにより家庭支援課宛に送信すること。メールの件名は「加古川市児童家庭相談システム導入業務及び加古川市児童家庭相談システム保守業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールで、令和8年7月29日（水）17時までに回答する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式2）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり家庭支援課に提出すること。

① 関係書類

- ・会社概要票（様式3）
- ・加古川市市税確認承諾書（様式4、課税の有無にかかわらず、提出すること。）
- ・国税に関する納税証明書「その3の3」
（写し可、令和8年5月1日（金）以降に発行したものに限る。）
- ・業務実績調書（様式5）
- ・参加資格要件に定める業務実績のわかる契約書及び仕様書等の写し
- ・会社概要（パンフレットなど任意）
- ・プライバシーマーク又はISMSの認証を受けていることを証明する書類の写し

② 提出先：加古川市こども部家庭支援課

③ 提出期限：令和8年7月13日（月）17時 必着

④ 提出方法：直接家庭支援課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

※ 提出期限を過ぎた参加申込は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和8年7月21日（火）までに「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」により参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって家庭支援課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式6）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに家庭支援課に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び企画提案書作成要領に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、

③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式 7）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、「業務実施体制調書」（様式 8）、「管理技術者（管理責任者）調書」（様式 9）及び「担当技術者（担当者）調書」（様式 10）、「機能要件一覧」を添えて提出すること。

② 企画提案書

企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。書式は任意とするが、用紙は A 4 とし、表紙・目次を除いて 20 ページ以内とし、頁番号を付番すること。なお、A 3 サイズの使用も認めるが 2 ページ換算とする。

③ 見積書及び見積内訳書

本業務の提案上限額の範囲内で見積書及び見積内訳書を作成すること（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと）。なお、見積書及び見積内訳書は、導入業務及び保守業務ごとにそれぞれ作成し、提出すること。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

また、保守業務については令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和 14 年 2 月 29 日（日）までの 60 か月分の見積書を作成すること。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 8 部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和 8 年 8 月 10 日（月）17 時必着

方法：直接家庭支援課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市役所 本館 1 階 こども部家庭支援課
加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 審査（企画提案書及びプレゼンテーションによる審査）

(1) 参加資格を満たす参加者全てを対象として、令和 8 年 8 月 19 日（水）に企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

※ 詳細は、参加者に別途連絡する。

場所：加古川市役所 北館 3 階 531 会議室

(2) その他

- ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合も同じ）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。
- ウ 参加者の出席者は3名以内とする。
- エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
- オ 操作性、画面構成、入力・検索方法等については、具体的な画面イメージ、操作フロー又はデモンストレーション等により説明し、本市職員が実際の業務で利用することを想定した分かりやすい説明を行うこと。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定し、令和8年8月21日（金）までに通知を発送する。なお、合計点が同じ場合は、提案技術評価点の高い者を上位とする。なお、それでも同点の場合は、機能要件評価点が高い者を上位とする。さらに同点の場合は、出席委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

また、合計点のうち価格点を除いた1,100点満点中660点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって所管課に説明を求められるものとする。

14 契約締結に向けての協議

本プロポーザルにおいて選定された契約候補者とは、導入業務及び保守業務について、それぞれ契約を締結するものとする。

(1) 仕様等の確定について

家庭支援課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積金額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

各契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、各契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和8年7月13日(月)17時まで(必着)	様式2～様式5、必要書類	参加希望者⇒市
参加資格審査結果の通知	令和8年7月21日(火)までに発送		市⇒参加希望者
質問締切	令和8年7月21日(火)15時まで	様式1	参加者⇒市
質問に対する回答	令和8年7月29日(水)17時まで	メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和8年8月10日(月)17時まで(必着)	様式7～様式10 企画提案書 見積書	参加者⇒市 正本1部 副本8部
プレゼンテーション	令和8年8月19日(水)	—	
選定結果等の通知	令和8年8月21日(金)までに発送		市⇒参加者
契約候補者との協議	令和8年9月3日(木)まで	—	—
次点者との協議	令和8年9月7日(月)まで ※	—	—
契約締結日(予定)	令和8年9月11日(金)	(契約書)	—

※ 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例(平成10年条例第27号)に基づき対応する。

17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市役所こども部家庭支援課 担当 石原、石井

電話：079-427-9293

FAX：079-424-1317

E-mail：fuk_kodomo@city.kakogawa.lg.jp

以上